

公益社団法人 街づくり区画整理協会会費規程

公益社団法人 街づくり区画整理協定会款第7条の規定に基づき、公益社団法人 街づくり区画整理協会会費規程を次のように定める。

(会費及び入会金等)

第1条 会費は、毎事業年度次の各号に定める区分に従い、当該各号に定める額を納入するものとする。

- (1) 正会員のうち地方公共団体及び組合等 別表1及び別表2による会費額
- (2) 正会員のうちその他の団体 1口2万5千円 1口以上
- (3) 特別会員 1口5万円 1口以上
- (4) 賛助会員 1口5万円 1口以上、個人 1万円

2 賛助会員は、入会金5千円を納入するものとする。ただし、個人賛助会員は免除する。

3 災害その他の特別の事情により必要があると認めるときは、減免することができる。

(会費の使途)

第2条 前条の会費及び入会金は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

附 則

この規程は、社団法人 日本土地区画整理協会設立許可の日から施行する。(昭和45年8月12日)

附 則 (昭和54年5月29日改正)

この規程は、昭和55年度から施行する。

附 則 (昭和56年5月26日改正)

- 1 この規程は、昭和56年度から施行する。
- 2 会費には、「区画整理」誌購読料相当額を含むものとする。

附 則 (昭和61年5月29日改正)

- 1 この規程は、昭和61年度から施行し、昭和62年度分の会費から適用する。
- 2 第1条第1項第1号の規定による別表第1の基本額のうち事業を実施していない市町村については、昭和62年度及び63年度の2年度に限って一律1万円とする。
- 3 第1条第1項第1号の規定による合計額が改正前の規定による会費の1.5倍を超える場合は、昭和62年度及び63年度の2年度に限って1.5倍の額とする。

附 則 (平成9年5月27日改正)

- 1 この規程は、平成9年度から施行し、平成10年度分の会費から適用する。

附 則 (平成10年10月9日改正)

- 1 この規程は、平成10年10月9日から施行する。

附 則 (平成13年5月28日改定)

- 1 この規程は、平成13年5月28日から施行し、平成14年度分の会費から適用する。
- 2 ただし、現に土地区画整理事業を実施していない正会員のうち地方公共団体に

については、別表1の会費額の4分の1の額を会費とする。

- 3 第1条第1項第1号の規定による会費が、改定前の規定による会費より1万円を超える増減がある場合は、平成14年度から平成16年度までの3か年で増減させるものとする。

附 則（平成17年5月27日改定）

- 1 この規程は、平成17年5月27日から施行し、平成17年度分の会費から適用する。

附 則（平成19年5月28日改定）

- 1 この規程は、平成19年5月28日から施行し、平成19年度分の会費から適用する。
 2 附則（平成13年5月28日改正）第2の適用による、会費額の算定に端数が生じた場合は、千円未満四捨五入とする。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。（平成24年4月1日）

別 表 1 （公共） 会 費 額

都 道 府 県		市 町 村 及 び 指 定 都 市	
円		円	
人口	100万人未満	244,000	1. 市 町 村
	100万人以上	301,000	人口 2万人未満
	200 "	320,000	2万人以上
	300 "	357,000	3 "
	500 "	376,000	5 "
	700 "	395,000	10 "
	1,000 "	451,000	20 "
			30 "
		40 "	
		50 "	
		70 "	
		2. 指 定 都 市	
		3. 事 務 組 合	

別 表 2 （組合等） 会 費 額

面 積 割		対 象 事 業 費	
円		円	
5ha 未満	40,000	50百万円以下	20,000
5 ～ 10	70,000	100百万円以下	50,000
10 ～ 50	85,000	250百万円以下	100,000
50 ～ 100	100,000	250百万円超	150,000
100 ～ 150	115,000		
150 以上	130,000		